

令和7年度 県北地域資源を活用したPR動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 県北地域資源を活用したPR動画制作業務委託

2 業務の目的

茨城県県北地域（※）における国内旅行者へ茨城県北部の魅力を効果的に発信するため、県北地域のアウトドア資源（常陸国ロングトレイル、奥久慈ヒルクライムルート等）を用いたPR動画の制作を行うものである。

これらの動画を、広く公開することで県北地域及びアウトドア資源の魅力発信につなげる。

（※）県北地域・・・日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町

3 業務の内容

業務の目的を達成するために、以下の業務を実施すること。

（1）PR動画の制作・発信

ア PR動画制作

- ① 県北地域の魅力を広く伝えるためふさわしい出演者を起用すること（著名人等）。また、出演者は3組以内に選定し、各組につき2本の動画を制作すること。
- ② 動画はロング（10分程度）とショート（2~3分程度）の2本を作成すること。
- ③ ロング動画は、出演者所有の媒体（Youtube等）で公開し、ショート動画は委託者へ納品すること。
- ④ 動画内容は、県北地域のアウトドア資源（常陸国ロングトレイルを活用したトレッキングや奥久慈ヒルクライムルート（特に2025年10月に開催したOkukoji Xのコース）でのサイクリング）を活用したものを中心とすること。
- ⑤ パソコンやタブレット、スマートフォンでの再生を前提とし、WEBサイトやYoutube等で再生可能なファイル形式とすること。
- ⑥ 動画の制作に当たっては、サムネイルの制作も併せて行うこと。サムネイルについては、視聴者の興味を引き、多くの方に視聴されるよう工夫を凝らすものとする。
- ⑦ 動画の制作に当たっては、公開までに2回程度校正を行うこと。

イ PR動画の発信

出演者が所有している発信媒体（YouTube、Instagram、TikTok等）を用いて、上記（1）で制作した動画を公開すること。

ウ その他

制作された動画については、委託者において活用できるものとすること。（ウェブ

サイト、SNSへの掲載等)

4 県の関連事業等との連携

業務の実施にあたっては、茨城県が別に実施する関連事業と効果的に連携とともに、関係者と連携を図ること。

5 著作権の取扱い

- (1) 本業務の成果物（ロング動画）に関する著作権は受託者に帰属するものとする。
- (2) 委託者による成果物（ロング動画）の使用範囲（目的・媒体・期間等）については、双方で別途協議のうえ定めるものとする。
- (3) 本業務の著作物（ショート動画）に関する著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、成果品（ショート動画）にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

6 成果品等

受託者は業務完了後、委託業務完了報告書（委託契約書様式第2号）とともに、以下のものを委託者へ提出すること。

(1) 提出物

- ・実績報告書 正本1部（紙媒体）及び電子媒体
- ・収支計算書 正本1部（紙媒体）及び電子媒体
- ・動画の電子データ（CD又はDVDにより提出）1式
- ・その他事業実施に関連して作成した資料・撮影した素材等の電子媒体 1式

(2) 提出期限

令和8年3月31日

(3) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部県北振興局

7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の進捗について隨時委託者に報告すること。
- (3) 資機材等の手配については、委託業務に必要な資機材等（カメラ・照明・マイク・編集用パソコン・カメラマン等）は、受託者が用意すること。
- (4) 受託者は、業務の取組や活動について委託者の指定するSNSで情報発信をすること。

(5) この仕様書に定めのない事項又は業務に疑義が生じた場合については、委託者と協議して定めるものとする。